

令和2年4月10日

保護者各位

習志野市長 宮本 泰介

緊急事態宣言に伴う市内こども園・保育所等への登園（所）自粛について
～市長からの要請～

日頃より、本市の教育・保育行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日緊急事態宣言が発令され、本市においても、4月8日に登園（所）自粛のお願いをさせていただいたところ
であります。

市といたしましては、こども園・保育所等は、医療従事者・社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方・ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等の利用が必要なことから、引き続き、開園（所）をいたしますが、首都圏では感染者数が増加傾向にあり、習志野市内においても感染者が発生している状況であります。

現在、各こども園・保育所等ではお子様及び職員の健康管理・消毒の徹底等、感染予防及び感染拡大防止に細心の注意を払いながら日々の教育・保育を継続しておりますが、感染防止のため休業している企業等にお勤めの方・在宅勤務の方や育児休業中の方・親族等の協力が得られる方等につきましては、家庭は比較的感染リスクが低いことから、家庭での保育に御協力をいただき、登園（所）は控えていただきますようお願いいたします。併せて、朝、夕の時間外保育につきましても、お子様の感染リスク低減の観点から、可能な限り利用を控えていただきますようお願いいたします。また、雇用主の方（企業等）に本趣旨についてお伝えしていただき、併せて御協力をいただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ※ 登園（所）を自粛した場合の保育料は引き続き減免対象となります。
- ※ 子ども及び職員から感染者が出た場合には保健所等からの指示を基に、臨時休園といたします。
- ※ お子様濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に接触をした日から起算して2週間自宅待機等といたします。
- ※ 状況が変化した場合には、市のホームページ等で改めてお知らせいたします。